

かかりつけ医から精神科医への  
紹介システムの手引き

富山県砺波厚生センター

(令和5年10月改訂版)

## 目 次

1. 目的	1
2. かかりつけ医から精神科医への紹介	1
3. 紹介手順	1
4. 患者が精神科への受診に抵抗がある場合	2
5. 紹介方法	3
6. 紹介システム体制の検討	3
様式1 紹介状	5
様式2 紹介返信書	6
砺波厚生センターにおけるかかりつけ医から精神科医への紹介システム図	7
行政機関による相談場所	8

## かかりつけ医から精神科医への紹介システム

### 1. 目的

うつ病患者が増加の一途をたどっており、より効果的な治療対策が急務となっています。そのため、地域においてかかりつけ医と精神科医の間で円滑な連携システム等の支援体制を図っていく必要性が言われています。そこで、かかりつけ医から精神科医への紹介方法を明確にし、うつ病患者の早期発見・治療に役立てることを目的として紹介システムを実施します。

### 2. かかりつけ医から精神科医への紹介

#### かかりつけ医の役割

- (1) うつ病の可能性について判断する。
- (2) 症状が軽減しない場合等に適切に専門医療機関と連携する。

そのため、下記の場合にはすみやかに精神科医へ紹介して下さい。

#### 精神科に紹介が必要な場合

- ① SSRI などの抗うつ薬で 4 週間経過しても改善が見られない場合
- ② 他の精神疾患との鑑別が必要と思われる場合
- ③ 双極性障害が疑われる場合
- ④ 希死念慮(死にたい)が強い場合 等

※必要に応じて、うつスクリーニングシート; 日本版 SDS や SRQ-D を参考

### 3. 紹介手順

かかりつけ医が、うつ病等が疑われる患者を精神科に紹介する場合、以下のことに留意する。

- (1) かかりつけ医は、患者が受診した際にうつ病の疑いがある人かどうか判断して下さい。

#### ・状態のチェック

睡眠障害(不眠)・食欲低下・全身倦怠感・意欲低下・気分の落ち込み 等  
・必要時スクリーニングシートを用いてのチェック: 日本版 SDS や SRQ-D 等

- (2) かかりつけ医は、患者を精神科に紹介する場合は、紹介状(様式1)を記載し紹介して下さい。

※精神科に紹介する際に、患者に伝えてほしい事項

- ① 「心が落ち込んでいて治療の必要があります」「心に不調があるかもしれないので専門家にみてもらいましょう」や、スクリーニングチェックをした場合、「見た目は元気なのに確かに点数が高いですね。一度専門家にみてもらいましょう」などの紹介の理由を説明すること
- ② 心の病気は誰でもかかる可能性があり、うつ病であれば薬での治療が有効であること
- ③ 身体疾患については、精神科紹介後も引き続き、かかりつけ医での治療が可能であること
- ④ 精神科の症状が安定した場合、かかりつけ医での対応も可能であること

- (3) 精神科医は、紹介された患者が受診した後、紹介返信書(様式2)をかかりつけ医に送付して下さい。各医療機関で使用している診療情報提供書を利用してかまいません。

- (4) 精神科医は、精神科の治療により、かかりつけ医での対応が可能となり、患者がかかりつけ医での治療を希望された場合、各医療機関で使用している診療情報提供書等を使用し、かかりつけ医と連携を図って下さい。

- (5) かかりつけ医は、患者に希死念慮、幻覚、妄想などの緊急性がある場合は、精神科救急への受診などの対応を行って下さい。

**精神科救急情報センター**

電話番号 **076-433-3996** (24時間体制)

\*精神科救急とは…緊急に精神科の医療を要する方を対象に、精神科の病床を有する病院が交代で、夜間や休日等に診療を行うものです。

4. 患者が精神科への受診に抵抗がある場合

かかりつけ医が、精神科へ紹介したほうが良いと判断したが、患者が受診を拒否した場合の対応として、

- (1) かかりつけ医が患者の希望により抗うつ剤等による治療を実施し、4週間を経ても改善がみられない場合には、再度、精神科医の受診を勧める。
- (2) 必要に応じて、精神科医療機関以外の相談機関(厚生センター、心の健康センター、市等)を紹介する(資料 P16 参照)。

## 5. 紹介方法

### (1) かかりつけ医から精神科医への紹介状(様式1)

以下の内容を可能な範囲で記載します。

- ① 紹介目的(精神科受診に対する本人の思いも含めて記載)
- ② 経過及び治療状況(治療期間及び処方内容は必ず記載)
- ③ 症状
- ④ 生活状況・ストレス状況

※「日本版 SDS」「SRQ-D」等うつ病のスクリーニングを実施した場合は、結果のコピーを添付

### (2) 精神科医からかかりつけ医への紹介返信書(様式2)

精神科医は初回診察終了後、診察の状況をかかりつけ医に返信します。返信内容は以下のような事項とします。

- ① 診断名
- ② 病状
- ③ 治療計画及び処方内容

## 6. 紹介システム体制の検討

かかりつけ医・精神科医との連絡会を通じて、より効果的な連携を検討していきます。

～ コラム ～  
やはりうつ病の G-P 連携は必要

**★医療計画にうつ病を含む精神疾患が追加(H25～)**

医療計画に、5疾病・5事業並びに精神疾患及び居宅等における医療(在宅医療)を定め、精神科医療の医療連携体制の構築等を目指す。

**★精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進(H29～)**

精神障害者の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)と連携し基盤整備を進める。今後、ますますかかりつけ医と精神科医の連携が重要となる。

**★うつ病の治療ガイドライン**

うつ病は、個別性・専門性が高く、治療は専門化している。かかりつけ医が、精神科医と連携して治療を進めることの必要性も強調。

I.双極性障害、II.大うつ病性障害、双極性障害(双極症)2023 など  
各種ガイドラインが、下記「日本うつ病学会」のホームページで公開されている。  
( <https://www.secretariat.ne.jp/jsmd/iinkai/katsudou/kibun.html> )

**★労働安全衛生法**

R2 の改正で、メンタルヘルス対策の充実・強化として、労働者のメンタルヘルスチェックを行うことを事業者に義務付けされた。

厚生労働省 こころの耳 働く人のメンタルヘルスポータルサイト (<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

**★うつリスクを抱える高齢者が多い**

R2.6 に砺波地方介護保険組合が実施した日常生活圏域ニーズ調査結果では、「うつ予防」の対応が必要な者は 39.6%であった。高齢者は身体・心理・環境の変化や悲しい出来事を経験することが多く、うつ状態になりやすいといわれている。高齢者のうつ病やうつ状態の早期発見は、自殺予防にもつながる。

**★アルコールとうつ病の合併は頻度が高い**

アルコール依存症とうつ病の合併は頻度が高く、アルコール依存症にうつ症状が見られる場合やうつ病が先で後から依存症になる場合などいくつかのパターンに分かれます。アルコールと自殺も強い関係があり、自殺した人のうち 1/3 の割合で直前の飲酒が認められます。

厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト(e-ヘルスネット)

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol/a-01-006.html>



(様式2)

診療情報提供書(精神科医→かかりつけ医)

## 紹介返信書

令和 年 月 日

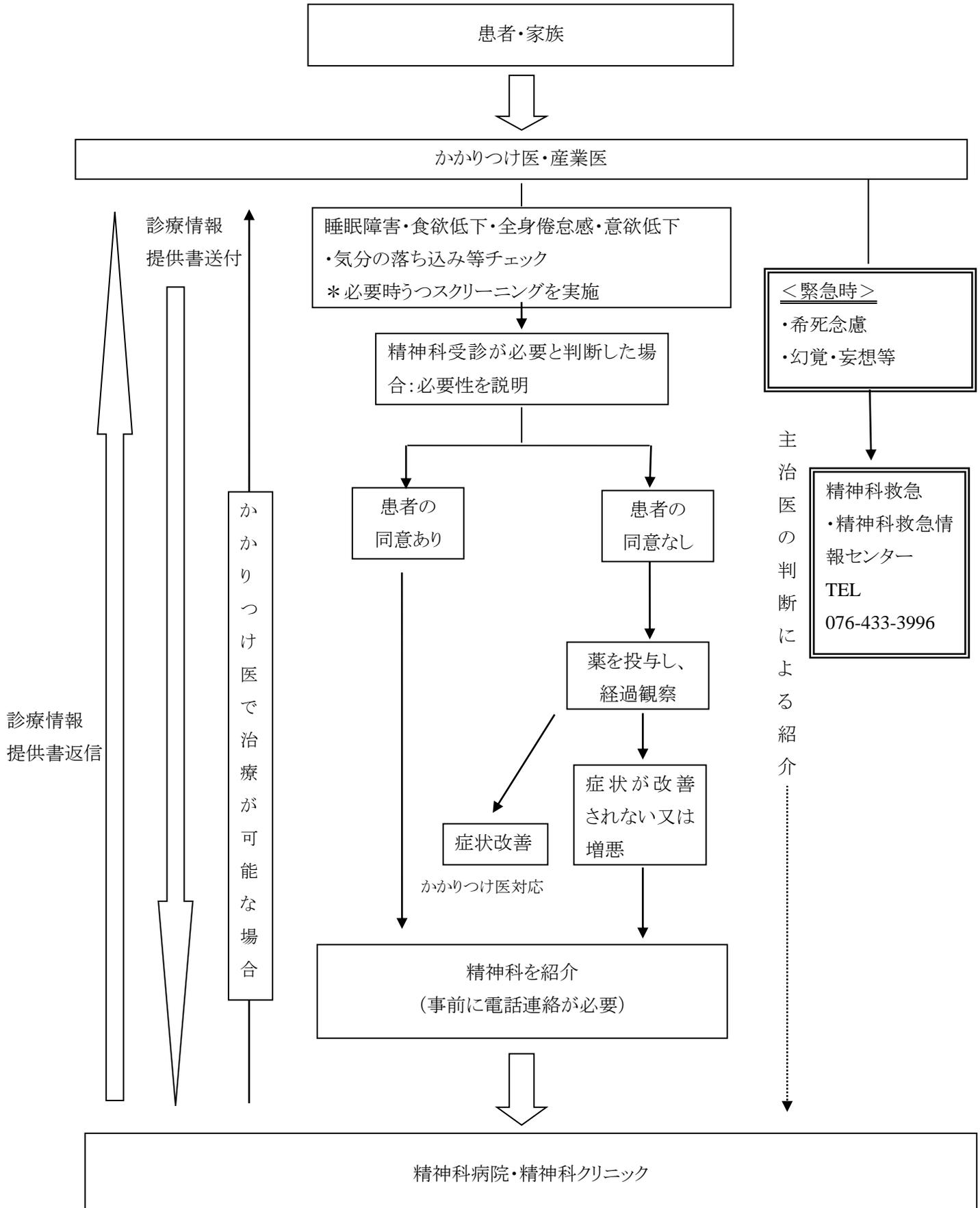
\_\_\_\_\_  
病院(医院)  
  
\_\_\_\_\_  
先生

医療機関名  
所在地  
医師氏名  
電 話  
F A X

患 者	氏 名	生 年	T・S・H	性 別	男・女
	住 所	月 日	年 月 日( 歳)	職 業	
診断名					
病 状					
治療計画 及び 処方内容					

\*各医療機関で使用している診療情報提供書を利用されてもかまいません

砺波厚生センターにおけるかかりつけ医から精神科医への紹介システム図



## 行政機関による相談場所

### 市（精神保健福祉相談窓口）

各市では、正しい知識の普及や相談、障害者の社会復帰の促進や生活支援に努めています。

\*は、自立支援医療費（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳、福祉サービスの利用などの手続き窓口です。

市名	担当課	(〒) 所在地	担当係名	T E L
砺波市	社会福祉課 *	(939-1398) 砺波市栄町 7-3	自立支援係	(0763)33-1317
	健康センター	(939-1395) 砺波市新富町 1-61	健康増進係	(0763)32-7062
	地域包括支援センター	(939-1398) 砺波市栄町 7-3	—	(0763)33-1345
南砺市	福祉課 *	(932-0293) 南砺市北川 166-1	障害福祉係	(0763)23-2009
	健康課	(939-1724) 南砺市梅野 2007-5 公立南砺中央病院 3 階	福光保健センター	(0763)52-1767
		(932-0293) 南砺市北川 166-1	健康増進係	(0763)23-2027
	地域包括支援センター	(932-0293) 南砺市北川 166-1	—	(0763)23-2034
小矢部市	社会福祉課 *	(932-0821) 小矢部市鷺島 15	—	(0766)67-8601
	健康福祉課			(0766)67-8606
	地域包括支援センター			

### 厚生センター（保健所）

心の健康に関する相談から治療を受けるにあたっての相談や家族の対応に関する相談に保健師や精神科医（予約制）が応じています。

名 称	担当課	(〒) 所在地	T E L	担当地域
砺波厚生センター	保健予防課	(939-1506) 南砺市高儀 147	(0763)22-3512	砺波市、南砺市
砺波厚生センター 小矢部支所	地域健康課	(932-0833) 小矢部市綾子 5532	(0766)67-1070	小矢部市

### 心の健康センター

精神的な病気、自殺、ひきこもり、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症など精神保健福祉全般の相談を行っています。

名 称	(〒) 所在地	T E L	
富山県心の健康センター	(939-8222) 富山市蜷川 459-1	(076)428-1511	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～ 12:00/13:00～17:00
富山県ひきこもり地域支援センター	心の健康センター内	(076)428-0616	
富山県依存症相談支援センター		(076)461-3957	

平成 24 年 10 月作成  
平成 29 年 2 月改訂  
令和 5 年 10 月改訂

発 行 : 富山県砺波厚生センター地域保健班

TEL : 0763 - 22 - 3512

FAX : 0 7 6 3 - 2 2 - 7 2 3 5